

## 議案第67号

### 安曇野市個人情報保護条例

安曇野市個人情報保護条例（平成18年安曇野市条例第6号）の全部を改正する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第3条―第11条）
- 第3章 個人情報ファイル（第12条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第13条―第26条）
  - 第2節 訂正（第27条―第35条）
  - 第3節 利用停止（第36条―第42条）
  - 第4節 審査請求（第43条―第47条）
- 第5章 雑則（第48条―第52条）
- 第6章 罰則（第53条―第57条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （目的）

第1条 この条例は、市における個人情報の取扱いについて必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示等の権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、プライバシー権等個人の権利利益を保護することを目的とする。

###### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。
- (3) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の

個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(4) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報という。

(6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 市の博物館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。

(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び同条第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(10) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(11) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの

をいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(12) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

## 第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(保有の制限等)

第3条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第4条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第5条 実施機関は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の保有個人情報

の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が市の公の施設の管理に係る業務を行う場合について準用する。
- 3 市が出資等をする法人その他の団体であって、市長が定めるものは、その保有する個人情報の保護について、この条例に基づく市の施策に準じ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（職員等の義務）

第8条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 前条第2項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（保有個人情報の利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（2） 実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

（3） 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

（4） 出版、報道等により保有個人情報が公にされているとき。

（5） 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

（6） 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が安曇野市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、特別な理由があると認めて自ら利用又は提供するとき。

（保有特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供の制限）

第10条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（提供先に対する措置要求）

第11条 実施機関は、第9条第2項第3号から同項第6号までの規定により、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

### 第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの公表）

第12条 実施機関は、個人情報ファイルの保有につき、次に掲げる事項についての定めを置き、これを公表するものとする。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルを所管する組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第6号において同じ。）として記録される個人の範囲（次項第3号において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される項目（次項第3号において「記録項目」という。）

(6) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

(7) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(8) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

- (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (3) 前項の規定に係る個人情報ファイルにおける記録情報の全部又は一部を記録しており、その利用目的、記録範囲及び記録項目が当該個人情報ファイルにおけるこれらの事項の範囲内である個人情報ファイル
- (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (6) 本人の数が実施機関が定める数に満たない個人情報ファイル
- (7) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準じるものとして実施機関が定める個人情報ファイル

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

###### (開示請求権)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって開示請求をすることができる。

- (1) 未成年者の法定代理人
- (2) 成年被後見人の法定代理人
- (3) 本人の委任による代理人（保有特定個人情報以外の保有個人情報については、本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があると実施機関が認める場合に限る。）

3 何人も、この条例の目的に則して、適正な開示請求をしなければならない。

###### (開示請求手続)

第14条 開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所
  - (2) 前条第2項の規定により本人に代わって開示請求をする場合には、本人の氏名及び住所又は居所
  - (3) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、前条第1項の規定により開示請求をするときにあっては開示請求に係る保有個人情報の本人であることを、前条第2項の規定により本人に代わって開示請求をするときにあっては当該規定に該当することを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、実施機関が特別の理由があると認め

るときは、この限りでない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、又は実施機関が法律上の義務を負う国の指示等により、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者（第13条第2項の規定により本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（法人その他の団体（市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。次号において「法人等」という。）の役員等の職務の遂行に関する情報及び事業を営む個人の当該事業の遂行に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を開示しないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行

の内容に係る部分)

- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業の遂行に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
  - (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
  - (6) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
  - (7) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
    - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
    - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
    - ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
    - エ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 2 実施機関は、前項第2号から同項第7号までに規定する不開示情報の有無を判断するに当たっては、他の情報との照合を考慮するものとする。

(部分開示)

- 第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれているときは、開示請求者に対し、不開示情報に該当する部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第3号に規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請

求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第15条第1項第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(存否応答拒否)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第2号又は同条第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項に規定する決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日（安曇野市の休日を定める条例（平成17年安曇野市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。）以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 延長後の開示決定等をする期間

(開示決定等の期限の特例)

第21条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、前条第1項に規定する期間に30日を加えた期間内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に

著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第19条第1項に規定する決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第3号及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条第1項第3号イ又は同項第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「開示反対意見書」という。）を提出した場合において、当該反対に係る部分を開示する旨の開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該開示反対意見書を提出した第三者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 当該反対に係る部分について開示決定をした旨及びその理由

(2) 開示を実施する日

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、当該決定に係る開示請求者であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者が、正当な理由なく、第19条第1項に規定する通知があつた日の翌日から起算して30日以内に第1項に規定する開示を受けないときは、当該開示を受けたものとみなす。

(他法令等による開示の実施との調整)

第25条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示の特例)

第26条 第14条第1項、第19条第1項、第20条、第21条及び第24条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求があつたとき直ちに全部を開示するものとしてあらかじめ定めた保有個人情報に係る開示請求があつたときは、口頭その他別に定める方法により開示を行うことができる。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第27条 何人も、次に掲げる自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第25条第1項に規定する他の法令等の規定により開示を受けたもの

2 次に掲げる者は、本人に代わつて訂正請求をすることができる。

(1) 未成年者の法定代理人

(2) 成年被後見人の法定代理人

(3) 本人の委任による代理人（保有特定個人情報以外の保有個人情報については、本人が訂正請求をすることができないやむを得ない理由があると実施機関が認める場合に限る。）

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

4 何人も、この条例の目的に則して、適正な訂正請求をしなければならない。

(訂正請求手續)

第28条 訂正請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所

(2) 前条第2項の規定により本人に代わつて訂正請求をする場合には、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、前条第1項の規定により訂正請求をするときにあつては訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを、前条第2項の規定により本人に代わつて訂正請求をするときにあつては当該規定に該当することを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求につき、訂正の権限を有しているときは、理由があると認めるときに限り、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。  
(訂正請求に対する措置)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条各項に規定する決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第28条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 延長後の訂正決定等をする期間

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第22条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第30条第1項に規定する決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき

訂正の実施をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第34条 訂正請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び訂正請求者(第27条第2項の規定により本人に代わって訂正請求をする場合にあつては、当該本人をいう。)以外の者(以下この条及び第45条第4号において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、訂正決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の訂正に反対の意思を表示した意見書(以下「訂正反対意見書」という。)を提出した場合において、当該反対に係る部分を訂正する旨の訂正決定をしたときは、直ちに、当該訂正反対意見書を提出した第三者に対し、当該反対に係る部分について訂正決定をした旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第36条 何人も、第27条第1項各号に規定する自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関において第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第9条若しくは第10条第1項及び同条第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条又は第10条第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報  
の提供の停止

2 次に掲げる者は、本人に代わって利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）  
をすることができる。

(1) 未成年者の法定代理人

(2) 成年被後見人の法定代理人

(3) 本人の委任による代理人（保有特定個人情報以外の保有個人情報については、本  
人が利用停止請求をすることができないやむを得ない理由があると実施機関が認める  
場合に限る。）

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にな  
なければならない。

4 何人も、この条例の目的に則して、適正な利用停止請求をしなければならない。

（利用停止請求手続）

第37条 利用停止請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以  
下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所

(2) 前条第2項の規定により本人に代わって利用停止請求をする場合には、本人の氏  
名及び住所又は居所

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特  
定するに足りる事項

(4) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、前条第1項の規定によるときにあつ  
ては利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを、前条第2項の規定により本  
人に代わって利用停止請求をするときにあつては当該規定に該当することを示す書類を  
提示し、又は提出しなければならない。ただし、実施機関が特別の理由があると認める  
ときは、この限りでない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求を  
した者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を  
求めることができる。

（利用停止義務）

第38条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があ  
ると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必  
要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。  
ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的  
に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認め  
られるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第39条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第40条 前条各項に規定する決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 延長後の利用停止決定等をする期間

(利用停止決定等の期限の特例)

第41条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(手数料等)

第42条 この条例の規定による開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により、公文書の写し（第24条第1項に規定する電磁的記録についての開示の方法により開示を行うことによって交付することとなるものを含む。）の交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、安曇野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について開示反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合（当該保有個人情報の訂正について訂正反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合  
（諮問をした旨の通知）

第45条 実施機関は、前条の規定による諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について開示反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (4) 当該審査請求に係る保有個人情報の訂正について訂正反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
（裁決）

第46条 実施機関は、第44条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第47条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第5章 雑則

(開示請求等に対する情報の提供等)

第48条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第49条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(支援等)

第50条 市長は、事業者及び市民における個人情報の適正な取扱いについて、支援等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者及び市民は、個人情報の適正な取扱いの重要性を認識し、これを適正に取り扱うとともに、前項の措置に協力しなければならない。

(施行状況の公表)

第51条 市長は、第4章の施行の状況について、実施機関ごとに取りまとめ、毎年度その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

## 第6章 罰則

第53条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第11号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者

(2) 第7条第2項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者

第54条 前条各号に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市外において、これらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の安曇野市個人情報保護条例の規定により実施機関に対してされている請求その他の行為で当該実施機関による決定その他の処分がなされていないものは、改正後の安曇野市個人情報保護条例の相当規定により実施機関に対してされた請求その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の安曇野市個人情報保護条例の規定により実施機関が行った処分その他の行為は、改正後の安曇野市個人情報保護条例の相当規定により実施機関が行った処分その他の行為とみなす。  
(安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)
- 4 安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）の一部を次のように改正する。  
第14条中「平成18年安曇野市条例第6号）第11条」を「令和2年安曇野市条例第 号）第7条及び第8条」に改める。

令和2年9月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

## 議案第68号

### 安曇野市情報公開条例の一部を改正する条例

安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の前に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 開示及び提供

第1節 開示（第3条―第16条）

第2節 提供（第17条）

第3章 審査請求（第18条―第22条）

第4章 雑則（第23条―第27条）

#### 附則

##### 第1章 総則

第1条中「公文書の公開に関し必要な事項を定めるとともに、行政情報公開制度の総合的な推進を図ることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加を促進し、もって市民と行政の協働のまちづくりに寄与する」を「地方自治の本旨にのっとり、市の保有する情報の公開について必要な事項を定めるとともに、市民等の知る権利を保障し、もって公正で民主的な市政の推進を図る」に改める。

第2条第1号中「（マイクロフィルム及び写真を含む。）」を削り、「作られた」を「作られる」に改め、「記録をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「実施機関において管理」を「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

第2条第1号に次のように加える。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 市の博物館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第2条第2号を削り、同条第3号中「、議会」を削り、「、監査委員、公平委員会」を「、公平委員会、監査委員」に、「公営企業管理者」を「議会」に改め、同号を同条第2号とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

##### 第2章 開示及び提供

###### 第1節 開示

第3条及び第4条を削る。

第5条の見出し中「公開」を「開示」に改め、同条中「管理」を「保有」に、「公開を

請求」を「開示の請求（以下「開示請求」という。）を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 何人も、この条例の目的に則して適正な開示請求をするとともに、開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

第5条を第3条とする。

第6条の見出しを「（開示請求手続）」に改め、同条第1項中「前条による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとする者（以下「請求者」という。）は」を「開示請求をする者は、実施機関に対し」に、「請求書（以下「請求書」という。）を実施機関に」を「書面（以下「開示請求書」という。）を」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「請求者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）」を「氏名又は名称」に改め、「住所」の次に「又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名」を加え、同項第2号中「公開請求をしようとする」を削り、「その他公文書を特定するために必要な」を「その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「請求書」を「開示請求書」に、「ときは、請求者」を「ときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）」に、「実施機関は、請求者」を「実施機関は、開示請求者」に改め、同条を第4条とする。

第7条の見出し中「公文書の公開」を「開示」に改め、同条中「公開請求」を「開示請求」に、「非公開」を「不開示」に改め、「に該当する情報」を削り、「請求者」を「開示請求者」に改め、同条各号列記以外の部分中「を公開」を「を開示」に改め、同条第1号中「基づき明らかに公開」を「より、又は実施機関が法律上の義務を負う国の指示等により、開示」に改め、「できない」の次に「と認められる」を加え、同条第2号中「個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「法人その他の団体（市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。次号において「法人等」という。）の役員等の職務の遂行に関する情報及び事業を営む個人の当該事業の遂行に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に改め、同号イ中「公開」を「公に」に改め、同号ウ中「（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第

140号) 第2条第1項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。)」及び「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削り、「氏名(当該公務員等の氏名に係る部分を公開)を「氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公に)」に、「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該氏名を除く。)並びに当該職務の遂行の内容に係る部分」を「、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)」に改め、同条第3号中「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)」を「法人等」に改め、「個人の当該事業」の次に「の遂行」を加え、「で、公開」を「であつて公に)」に、「当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」を「、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に改め、同号ただし書中「するため、公開」を「するため、公に)」に改め、同条第4号中「公開」を「公に)」に、「又は捜査、その他の」を「、鎮圧又は捜査その他の」に改め、同条第5号中「実施機関並びに国」を「市、国」に、「相互」を「相互間」に、「市民」を「市民等」に、「、若しくは」を「若しくは」に改め、同条第6号中「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)」を「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号ア中「又は試験」を「、取締役、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に、「不当行為」を「不当な行為」に改め、同号イ中「実施機関又は国等」を「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号ウを削り、同号エ中「能率的な遂行を不当に害する」を「円滑な人事の確保に支障を及ぼす」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「実施機関、国等」を「市若しくは他の地方公共団体」に改め、「する企業」の次に「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」を加え、同号オを同号エとし、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前項第2号から同項第6号までに規定する不開示情報の有無を判断するに当たっては、他の情報との照合を考慮するものとする。

第7条を第5条とする。

第8条の見出しを「(部分開示)」に改め、同条第1項中「公開請求に)」を「開示請求に)」に、「に非公開情報」を「に不開示情報」に、「場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者」を「ときは、開示請求者」に、「当該部分を除いた部分につき公開」を「不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示」に改め、同項ただし書中「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められる」を「当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である」に改め、同条第2項中「公開請求」を「開示請求」に、「前条第2号の」を「前条第1項第2号に規定する」に、「、公開」を「、公に)」に改め、同条を

第6条とする。

第9条の見出しを「(裁量的開示)」に改め、同条中「公開請求に」を「開示請求に」に、「非公開情報」を「不開示情報」に、「第7条第1号に該当」を「第5条第1項第1号に規定」に、「公開請求者」を「開示請求者」に、「を公開」を「を開示」に改め、同条を第7条とする。

第10条の見出しを「(存否応答拒否)」に改め、同条中「公開請求」を「開示請求」に、「非公開情報」を「不開示情報」に改め、同条を第8条とする。

第11条を削る。

第12条の見出しを「(開示請求に対する措置)」に改め、同条第1項中「公開請求に」を「開示請求に」に、「を公開」を「を開示」に、「公開請求者」を「開示請求者」に、「公開の」を「開示の」に改め、同条第2項中「公開請求に」を「開示請求に」に、「を公開」を「を開示」に、「第10条」を「前条」に、「公開請求を」を「開示請求を」に、「管理」を「保有」に、「、公開しない」を「、開示しない」に、「公開請求者」を「開示請求者」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(開示決定等の期限)

第10条 前条各項に規定する決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日(安曇野市の休日をも定める条例(平成17年安曇野市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。)以内にしなければならない。ただし、第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 延長後の開示決定等をする期間

(開示決定等の期限の特例)

第11条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、前条第1項に規定する期間に30日を加えた期間内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

第13条第1項中「公開請求に」を「開示請求に」に、「公開決定等」を「開示決定等」に、「うえ」を「上」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

第13条第2項中「当該公開請求」を「当該開示請求」に、「公開決定等」を「開示決定等」に改め、同条第3項中「前条第1項」を「第9条第1項」に、「公開決定」を「開示決定」に、「公開の」を「開示の」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項中「公開請求に係る公文書に実施機関、国」を「開示請求に係る公文書に市、国」に、「公開請求者」を「開示請求者」に、「公開決定等」を「実施機関は、開示決定等」に、「公開請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を」を「当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により」に改め、同条第2項中「公開決定」を「開示決定」に、「公開請求に係る行政情報の表示」を「開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容」に改め、同項第1号中「公開」を「開示」に、「第7条第2号イ又は同条第3号ただし書」を「第5条第1項第2号イ又は同項第3号ただし書」に改め、同項第2号中「行政情報を第9条」を「公文書を第7条」に、「公開」を「開示」に改め、同条第3項中「公文書の公開」を「第三者に関する情報の開示」に改め、同項前段中「公開決定を」を「当該反対に係る部分を開示する旨の開示決定を」に改め、同項中「公開決定の日と公開」を「開示決定の日と開示」に、「公開決定後」を「開示決定後」に、「公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該反対に係る部分について開示決定をした旨及びその理由

(2) 開示を実施する日

第14条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(開示の実施)

第14条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき公文書の開示を受ける者が、正当な理由なく、第9条第1項に規定する通知があつた日の翌日から起算して30日以内に前項に規定する開示を受けないときは、当該開示を受けたものとみなす。

第15条及び第16条を次のように改める。

(他法令等による開示の実施との調整)

第15条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第

- 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料等）

第16条 この条例の規定による開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例の規定により、公文書の写し（第14条第1項に規定する電磁的記録についての開示の方法により開示を行うことによつて交付することとなるものを含む。）の交付により公文書の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第20条から第22条までを削る。

第19条中「条例第14条第3項」を「第13条第3項」に改め、同条第1号中「公開決定」を「開示決定」に改め、同条第2号中「公開決定等」を「開示決定等」に、「公開請求」を「開示請求」に、「公開する」を「開示する」に、「当該公文書の公開」を「当該第三者に関する情報の開示」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第4章 雑則

第18条中「前条」を「実施機関は、前条」に、「実施機関（以下「諮問実施機関」という。）」を「とき」に改め、同条第2号中「公開請求者」を「開示請求者」に改め、同条第3号中「公開決定等」を「公文書の開示」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（裁決）

第21条 実施機関は、第19条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第17条を削る。

第16条の次に次の1節、章名及び2条を加える。

#### 第2節 提供

（提供）

第17条 実施機関は、開示請求によることなく、その保有する組織や制度等に関する基礎的な情報、事業の成果その他の活動の現状等に関する情報及び第5条に規定する不開示情報が含まれていないことが明らかな情報であつて、反復継続して開示請求が見込まれる情報の提供に努めるものとする。

#### 第3章 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査

法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、安曇野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第23条から第26条までを次のように改める。

（開示請求に対する情報の提供等）

第23条 実施機関は、開示請求をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（情報公表制度）

第24条 実施機関は、その保有する情報を積極的に市民等に公表するため、第2章に定めるところにより、公文書の開示及びその保有する情報の提供を行うほか、その保有する情報の公表を義務とする制度の拡充に努めるものとする。

（出資法人等の情報の公開）

第25条 市が出資等をする法人その他の団体であつて市長が定めるもの及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、この条例の目的に鑑み、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（実施状況の公表）

第26条 市長は、毎年度、各実施機関における開示請求に係る状況について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第27条から第36条までを削り、第37条を第27条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の安曇野市情報公開条例の規定により実施機関に対してされている請求その他の行為で当該実施機関による決定その他の処分がなされていないものは、改正後の安曇野市情報公開条例の相当規定により実施機関に対してされた請求その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日前に改正前の安曇野市情報公開条例の規定により実施機関が行った処分その他の行為は、改正後の安曇野市情報公開条例の相当規定により実施機関が行

った処分その他の行為とみなす。

(安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

- 4 安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年安曇野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第7条第2号」を「第5条第2号」に改める。

(安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 5 安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安曇野市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改める。

(安曇野市文書館条例の一部改正)

- 6 安曇野市文書館条例（平成30年安曇野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改める。

第10条第1項第1号中「第7条第1号」を「第5条第1号」に、同項第2号中「第7条第4号」を「第5条第4号」に改める。

令和2年9月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

## 議案第 69 号

### 安曇野市情報公開・個人情報保護審査会条例

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 設置及び組織（第 2 条―第 7 条）

第 3 章 審査請求に係る事項の調査審議の手續（第 8 条―第 13 条）

第 4 章 雑則（第 14 条―第 16 条）

#### 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、安曇野市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

第 2 章 設置及び組織

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号。以下「情報公開条例」という。）及び安曇野市個人情報保護条例（令和 2 年安曇野市条例第 号。以下「個人情報保護条例」という。）の例による。

（設置）

第 3 条 次に掲げる事務を行うため、安曇野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- （1） 情報公開条例第 19 条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- （2） 個人情報保護条例第 44 条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- （3） 個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 6 号の規定により、審査会の意見を聴くこととされた事項について調査審議し、意見を述べること。

2 審査会は、前項各号に規定する事務のほか、実施機関の諮問に応じ、市の情報公開制度又は個人情報保護制度に係る重要な事項について調査審議し、意見を述べることができる。

（組織）

第 4 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

（委員）

第 5 条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の議事につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該議事に係る議決に参加することができない。

5 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

### 第3章 審査請求に係る事項の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第19条又は個人情報保護条例第44条の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第9条に規定する決定に係る公文書又は個人情報保護条例第19条、第30条若しくは第39条に規定する決定に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第1項に規定する公文書に記録されている情報又は同項に規定する保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下これらを「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認め

るときは、この限りでない。

- 2 前項本文に規定する場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第8条第3項若しくは同条第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の読覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの読覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その読覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による読覧をさせようとするときは、当該送付又は読覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 審査会は、第2項の規定による読覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

#### 第4章 雑則

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮っ

て定める。

(罰則)

第 16 条 第 5 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の情報公開条例第 20 条第 4 項（改正前の安曇野市個人情報保護条例（平成 18 年安曇野市条例第 6 号）第 25 条の規定により準用する場合を含む。この項において同じ。）の規定により委嘱されている安曇野市情報公開・個人情報保護審査会の委員は、この条例の施行の日に、第 5 条第 1 項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなす者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における改正前の情報公開条例第 20 条第 4 項の安曇野市情報公開・個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に従前の安曇野市情報公開・個人情報保護審査会の会長である者は、この条例の施行の日に、第 6 条第 1 項の規定により審査会の会長として選任されたものとみなす。

4 この条例の施行の日前に改正前の情報公開条例又は改正前の安曇野市個人情報保護条例の規定により情報公開条例第 17 条第 1 項に規定する安曇野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、旧審査会がした調査審議の手續は、審査会がした調査審議の手續とみなす。

5 旧審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第70号

安曇野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例  
安曇野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年安曇野市条例第  
218号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,090人」を「950人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

令和2年9月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第71号

安曇野市手数料条例の一部を改正する条例

安曇野市手数料条例（平成17年安曇野市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第9項中

「

法第7条の規定に基づく通知カードの再交付	1件につき	500円
法第17条の規定に基づく個人番号カードの再交付	1件につき	800円

」を

「

法第17条の規定に基づく個人番号カードの再交付	1件につき	800円
-------------------------	-------	------

」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 72 号

安曇野市保育に関する審議会設置条例を廃止する条例

安曇野市保育に関する審議会設置条例（平成 17 年安曇野市条例第 105 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 73 号

安曇野市かじかの里公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 市民及び観光客に交流拠点の場を供することにより、地域の活性化及び観光の振興に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき、安曇野市かじかの里公園（以下「公園」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 公園の位置は、安曇野市穂高北穂高 2543 番地 10 とする。

(行為の禁止)

第 3 条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園の施設、設備若しくは備品を損傷し、又は滅失すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 貼り紙、貼り札又は広告を表示すること。
- (4) 指定した場所以外の場所でキャンプ（宿泊を伴わないものを含む。）又はバーベキューその他の調理を伴う野外活動（以下「キャンプ等」という。）をすること。
- (5) 指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又はごみを放棄すること。
- (6) 駐車場において車中泊をすること。
- (7) 他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (8) 前各号のほか、公序良俗に反すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為を行った者に対して、公園の原状回復又は公園からの退去を命ずることができる。

(キャンプ等の許可等)

第 4 条 指定した場所におけるキャンプ等は、4 月 1 日から 11 月 30 日までの期間に限り、行うことができる。

2 キャンプ等を行うことのできる時間は、別表のとおりとする。

第 5 条 キャンプ等しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項に規定する許可を受けようとする者が第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当するおそれがあるときは、当該許可をしないことができる。

3 市長は、第 1 項に規定する許可をするときは、公園の管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の取消し等)

第 6 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項に規定する許可を取り消し、若しくは変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第 3 条第 1 項各号に違反するおそれがあり、又は違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により前条第 1 項に規定する許可を受けたとき。

(3) 前条第3項の規定により付された条件に従わないとき。

(使用料)

第7条 第5条第1項に規定する許可を受けた者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第10条 公園の利用が終了したときは、速やかに当該公園を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第6条の規定により第5条第1項に規定する許可を取り消され、若しくは変更され、又は利用の中止を命じられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により公園の施設、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園の管理に関する業務を行わせることができる。

2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、公園の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公園の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務

(2) 公園の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(読替規定)

第14条 第12条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条第2項、第5条及び第6条の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第15条 指定管理者に管理を行わせる場合において、前条の規定により読み替えて適用される第5条第1項の規定により許可を受けた利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。この場合において、第7条から第9条までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管

理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 第1項に規定する利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免し、又は還付することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(安曇野市公園条例の一部改正)

2 安曇野市公園条例(平成17年安曇野市条例第153号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表かじかの里公園の項を削る。

第5条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条第1項第4号中「張り紙、張り札」を「貼り紙、貼り札」に改める。

第9条第1項中「第5条第4号及び」を削る。

別表第1かじかの里公園キャンプ施設の項を削る。

(経過措置)

3 前項の規定の施行の際現に改正前の安曇野市公園条例の規定に基づいて使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

別表(第4条、第7条、第15条関係)

区分	時間	単位		金額(円)
宿泊を伴うキャンプ等	午前10時から翌日 午後1時まで	一般	1人	500
		小学生・中学生	1人	250
宿泊を伴わないキャンプ等	午前10時から午後 9時まで	一般	1人	200
		小学生・中学生	1人	100

備考 時間について、この表に定める範囲内においては、滞在時間の長短にかかわらず該当する金額の満額を支払うものとする。

令和2年9月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第74号

安曇野市都市公園条例の一部を改正する条例

安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第8条の2に次の1項を加える。

- 3 前項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 施設内に危険物の持込み及び許可を受けない物品の販売又は頒布をしないこと。
  - (2) 体育館を利用する者は、所定の上履きを必ず使用すること。
  - (3) 所定の場所以外で飲食しないこと。
  - (4) 喫煙及び火気の使用をしないこと。
  - (5) 利用許可を受けた施設、設備及び備品以外のものを利用しないこと。
  - (6) 施設、設備及び備品は、施設外に持ち出さないこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上不相当と認められる行為をしないこと。

第18条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、安曇野市体育施設条例中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第22条を第27条とし、第19条から第21条までを5条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第19条 豊科南部総合公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができるものとする。

- 2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、豊科南部総合公園の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

（指定管理者の行う業務）

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 豊科南部総合公園の施設、設備及び備品の利用許可に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- (2) 豊科南部総合公園の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- (3) 豊科南部総合公園の管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（利用料金）

第21条 利用料金は、別表第3及び別表第5の3の豊科南部総合公園の使用料の表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。

2 利用料金は、第11条第1項又は第3項の許可の際に徴収し、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者は、必要と認める場合は、利用料金を減免し、又は既納の利用料金を還付することができる。

(指定管理者による許可の取消し等)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第5条又は第8条の2第2項の規定によってした許可のうち豊科南部総合公園に係るものを取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 第5条又は第8条の2第2項の規定による許可に付した条件に違反している者

(2) 偽りその他不正な手段により第5条又は第8条の2第2項の規定のうち豊科南部総合公園に係る許可を受けた者

(読替規定)

第23条 第19条の規定により豊科南部総合公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、この条例を豊科南部総合公園に適用するときは、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「都市公園」とあるのは「豊科南部総合公園」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「都市公園」とあるのは「豊科南部総合公園」と、第8条の2中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「有料公園施設」とあるのは「有料公園施設のうち豊科南部総合公園に係るもの」と「別表第2」とあるのは「別表第2のうち豊科南部総合公園に係るもの」と、第11条第1項中「別表第3に掲げる使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「別表第5に掲げる使用料」とあるのは「利用料金」と、第18条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「有料公園施設」とあるのは「有料公園施設のうち豊科南部総合公園に係るもの」とする。

別表第2 豊科南部総合公園の項を次のように改める。

豊科南部総合公園	安曇野市総合体育館 テニスコート
----------	---------------------

別表第5中

「

テニスコート	1面	520	1,040	1,560	5,200
	1面照明	200	400	600	2,000

」を

「

安曇野市総合体育館	メインアリーナ	1 / 4面	1,000	2,000	3,000	10,000
-----------	---------	--------	-------	-------	-------	--------

」を

	半面	2,000	4,000	6,000	20,000
	全面	4,000	8,000	12,000	40,000
	1 / 4 面照明	200	400	600	2,000
	半面照明	400	800	1,200	4,000
	全面照明	800	1,600	2,400	8,000
	冷暖房 料	2,000	4,000	6,000	20,000
	放送設 備	600	1,200	1,800	6,000
サブアリー ーナ	半面	700	1,400	2,100	7,000
	全面	1,400	2,800	4,200	14,000
	半面照 明	200	400	600	2,000
	全面照 明	400	800	1,200	4,000
	冷暖房 料	1,000	2,000	3,000	10,000
	放送設 備	300	600	900	3,000
柔剣道場	半面	400	800	1,200	4,000
	全面	800	1,600	2,400	8,000
	半面照 明	300	600	900	3,000

		全面照明	600	1,200	1,800	6,000
		冷暖房料	1,400	2,800	4,200	14,000
	トレーニング室兼多目的利用室	半面	300	600	900	3,000
		全面	600	1,200	1,800	6,000
		半面照明	200	400	600	2,000
		全面照明	400	800	1,200	4,000
		半面冷暖房料	300	600	900	3,000
		全面冷暖房料	600	1,200	1,800	6,000
		放送設備	300	600	900	3,000
	会議室	半面	400	800	1,200	4,000
		全面	800	1,600	2,400	8,000
		放送設備	300	600	900	3,000
	応接室		300	600	900	3,000
	器具等使用料	映像設備	300	600	900	3,000
テニスコート	1面		520	1,040	1,560	5,200
	1面照明		200	400	600	2,000

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の安曇野市都市公園条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

令和2年9月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘